



様式第 号

指令 第 5049号

平成 24. 4. -4 成

付 録

河 川 占 用 許 可 書

甲・乙・丙		文書分類		
市長	副市長	係長	係	野口
		佐藤	齋藤	町田
				宇根
				松村

住 所 常総市新石下4310番地1

氏 名 常総市長 (用地管理課)

0297-30-6201

平成24年 2月20日付け (第 号) で申請のあった、河川区域内の土地の占用につ

いては、河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定により、次の条件を付けて許可する。

平成24年 3月30日

茨城県常総工事事務所長



占 用 目 的	明橋排水樋管設置のため
河 川 名	新八間堀川
占 用 場 所	常総市水海道橋本町3319-8番地先 (申請書添付の図面のとおり)
占 用 期 間	平成24年 4月 1日から平成34年 3月31日まで
数 量	462.48 m ²
占 用 料 等	免 除
物 件 名 称	地下施設類
物 件 構 造	
許 可 の 条 件	別紙条件のとおり。

整 理 番 号

080111-1992-0115

様式第 号

常工指令 第 5049号

河 川 占 用 許 可 書

住 所 常総市新石下4310番地1

氏 名 常総市長 (用地管理課)

0297-30-6201

平成24年 2月20日付け (第 号) で申請のあった、河川区域内の土地の占用につ

いては、河川法(昭和39年法律第167号)第24条の規定により、次の条件を付けて許可する。

平成24年 3月30日

茨城県常総工事事務所長



占 用 目 的	明橋排水樋管設置のため
河 川 名	新八間堀川
占 用 場 所	常総市水海道橋本町3319-8番地先 (申請書添付の図面のとおり)
占 用 期 間	平成24年 4月 1日から平成34年 3月31日まで
数 量	462.48 m ²
占 用 料 等	免 除
物 件 名 称	地下施設類
物 件 構 造	
許 可 の 条 件	別紙条件のとおり。

整 理 番 号

080111-1992-0115

許可の条件

- 1 工事の実施にあたっては、茨城県常総工事事務所長(以下「所長」という。)の指示に従うこと。
工事に着手しようとするときは、あらかじめ所長にその旨を届けること。
工事が完成したときは、遅滞なく所長に届け出て検査を受けること。
- 2 かんがいその他の既得の水利、若しくは漁業に支障を及ぼし、又はそのおそれがあるときは、許可を受けたものは、関係者と協議し、適切な方法を講じなければならない。
- 3 所長において、治水上障害をきたし、又はおそれがあると認めるときは、その障害を除去させ、又はこれを予防するために必要な措置を命ずることがある。
- 4 公益のため必要な工事により、許可を受けた事項に障害を与え、又は変更させることがあっても、これを拒むことができない。
- 5 次に掲げる場合には、その事実が生じた日から15日以内に、その旨を所長に届けること。
 - (1) 住所を変更したとき。
 - (2) 許可を受けた行為を廃止したとき。
- 6 占用期間満了、許可の取り消し、又は許可を受けた行為の廃止があったときは、所長の指示するところにより、許可を受けたものの費用負担において河川を原状に回復する等管理上必要な措置を命ずることがある。
当該原状回復後は、所長の検査をうけること。
- 7 占用期間が満了した後、なお引き続き占用しようとする場合は、許可期限の30日前までに、許可期間更新の申請をすること。
- 8 この土地の占用等に関する河川法の規定による許可は、次に掲げるときはその効力を失う。
 - (1) 許可期限が到来したとき。
 - (2) 許可期間更新の申請がなされた場合において、当該許可を拒否する処分があった後に許可期限が到来したとき、又は許可期限後に当該許可を拒否する処分があったとき。
- 9 河川工事等による損害については、賠償を請求しないものとする。

この河川占用許可について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に茨城県知事に審査請求することができる。なお、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても処分日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。

また、行政事件訴訟法の定めるところにより、この許可書を受け取った日(当該処分につき審査請求した場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は茨城県知事となる。)処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この許可書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。